

都市マスタープラン検討部会の設置について

1 趣旨

新宿区都市計画審議会に対して区長から諮問した新宿区都市マスタープランの策定に係る調査検討等を行うため、部会を設置する。

2 部会の名称

都市マスタープラン検討部会

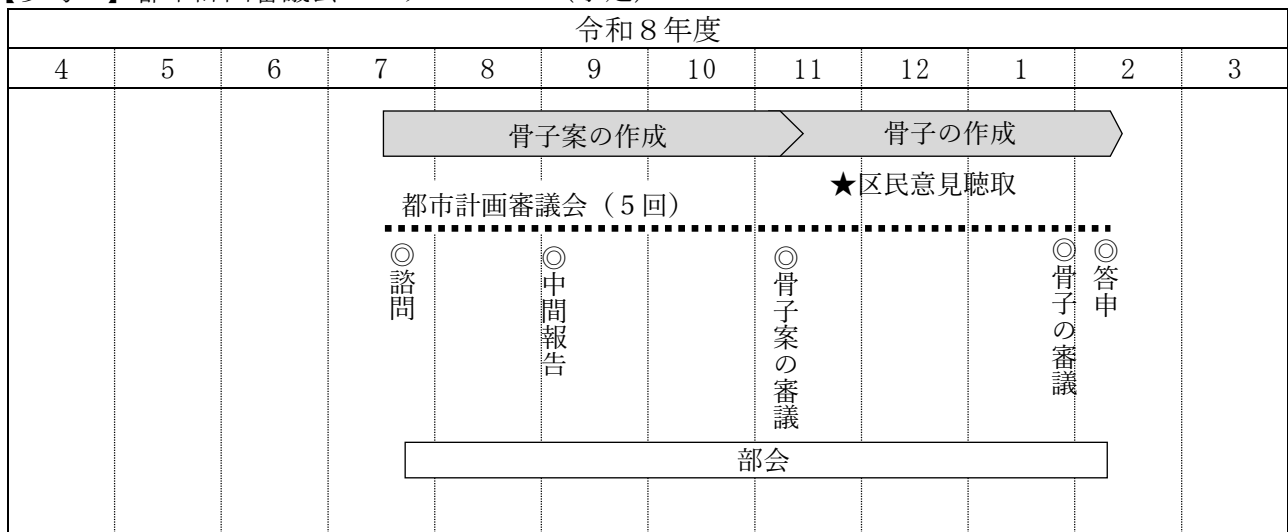
3 部会の構成

部会における調査及び検討により、都市計画審議会における調査審議の論点を明確にするため、まちづくり・都市計画の分野における専門知識、実務経験及び今後のあり方の研究等の高度な専門性を持つ者で組織する。

4 部会委員

第3条第1項の委員のうちから、会長が指名する者

【参考1】都市計画審議会のスケジュール（予定）



【参考2】関連条文

新宿区都市計画審議会条例【抜粋】

（部会）

第7条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会は、第3条第1項の委員のうちから、会長が指名する者をもって組織する。

※第3条第1項の委員…都市計画審議会の委員（学識、区議会、関係行政機関、区民）

新宿区都市計画審議会の運用等に関する規則【抜粋】

（部会）

第14条 条例第7条の部会に部会長を置き、当該部会に属すべき者のうちから会長がこれを指名する。

2 部会長は、部会を招集し、部会の事務を総括し、部会における調査及び検討の経過及び結果を審議会に報告する。

3 部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。